



海外ビジネス情報誌

OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター
OFTA（一社）大分県貿易協会

世界

武漢熱戦 Vol.82 武漢市黄陂区の武漢中日産業園（工業団地）について
上海熱戦 Vol.69 中国インバウンド市場の現状

貿易実務

貿易協会シリーズ 貿易取引に関する本論（つづき）
貿易協会シリーズ 国際的生産連携 - OEM契約 17 - 秘密保持契約書の作成

お知らせ

セミナー 一般社団法人 大分県貿易協会 春季貿易講座

統計

平成31年度 大分県の貿易

vol.128

2020 January.-February.

武漢市黄陂区の武漢中日産業園（工業団地）について

大分市武漢事務所 賈 芳

今回は昨年発表された武漢中日産業園のホットな情報をご紹介します。昨年11月に上海で開催された第2回中国国際輸入博覧会の会期中に、プレイベントとして同時開催されました「武漢と日本上場企業の対話シンポジウム」の席上で、武漢市は黄陂臨空産業園エリア内に中日産業園を整備することを公表しました。

日本に最も近い臨空産業園

中日産業園は高度な国際物流、ハイテク産業をメインにした国際ビジネス戦略のもとで、高品位の空港衛星都市圏を構築しようとするものです。武漢天河空港は黄陂区にあります。日本との航空路線は5路線あり、武漢と東京、大阪、名古屋、福岡、静岡を結んでいます。

中日産業園の整備計画面積は20平方Kmで、緑の都市生態回廊の環状ゾーンの一部に位置し、漢十高速道（武漢～十堰）に接しています。工業団地の南側は「中日貿易モデルゾーン」、北側に「国際AI製造革新ゾーン」を設け、航空機産業製造エリア、AI智能関連産業エリア、金融文化クリエイティブ産業エリア、情報サービス産業エリア、情報サービスアウトソーシング拠点エリア、スマート物流産業エリアを設定しています。

黄陂区政府担当者によると、昨年の11月の計画発表以降、日本企業や日本の業界団体からの問合せや来訪が多く、立地のみならず産業園の整備に関する協力、投資の相談も受けているのだそうです。大型国際空港、陸路水路の最大交通結節点、大消費地、製造拠点都市、最多の大学集積等のポテンシャルが生かされる新たな産業構造が生まれようとしています。

黄陂臨空産業園で躍進する企業

中日産業園が整備される黄陂臨空産業園において既に立地し、大きく飛躍した企業をご紹介します。

中国最大の宝飾企業となった「周大福ジュエリー」は、2012年に黄陂臨空産業園に進出しました。50億元（約800億円 1元16円計算）を投資し「周大福ジュエリー文化クリエイティブ産業団地」として立地しました。今年度の年間出荷額は約40億元で、納税額が8,000元（12億8千万円）にのぼるそうです。

2017年には東京に支店、販売店を開設し、今ではデザインby武漢、メイドin武漢の宝石が日本市場に参入しています。

またアパレル大手の「愛帝グループ」は製品の40%をヨーロッパ、アメリカ、オーストラリア、アジアなど30数カ国に輸出しています。

「愛帝IoTスマート工場」は自動化工場で、製品製造から包装、敷地内運搬、在庫仕分け出荷まで全て自動化されています。

ちなみに設備の70%程度は日本製だそうです。

「武漢恵強」はリチウムイオン電池等のダイヤフラムの製造メーカーです。最近では新エネルギー自動車の開発生産に伴い「BYD」、「鵬輝」、「海四達」、「星恒」、「吉林中聚」等企業のメインサプライヤーとなりました。車両1台あたりダイヤフラムの需要は8,000～10,000㎡とのこと。

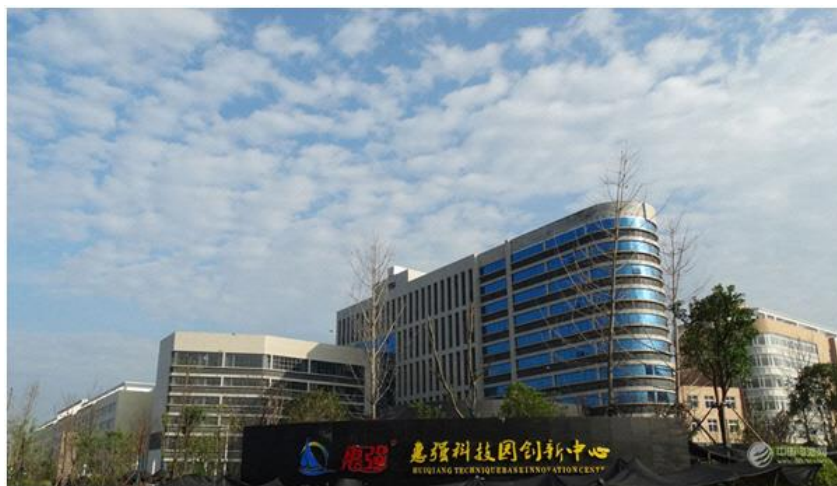


愛帝IoTスマート工場

日系企業がパートナー

園内には卓爾（Z A L L）宇宙航空研究開発生産基地が立地しています。現在600機を受注しています。納期直前の数機がすでに空港のタクシーウェイに続く企業エプロンに駐機しています。卓爾宇宙航空集団は、飛行機の研究開発、製造、販売、修理、メンテナンス、パイロット養成などクラスターとしての総合的は航空産業の構築を進めています。昨年2月に卓爾グループは東京で商社の丸紅と合併企業契約を結びました。この合併企業では、もっぱら大型中古旅客機のリース、メンテナンス、部品販売に関する業務を行うことにしているそうです。

臨空産業園では、このように知的財産やスマート化が大きな付加価値となる製品や重量あたりの単価が高い製品など、武漢空港の特徴をいかした企業の集積が進んでいます。その産業園内に誕生した中日産業団地が一つの契機となって、これから日中両国の企業が世界の市場に歓迎される製品を届け、ともに繁栄する姿を思い浮かべながら中日産業園の今後に期待したいと思います。



武漢惠強科学技術センター



武漢惠強技術園

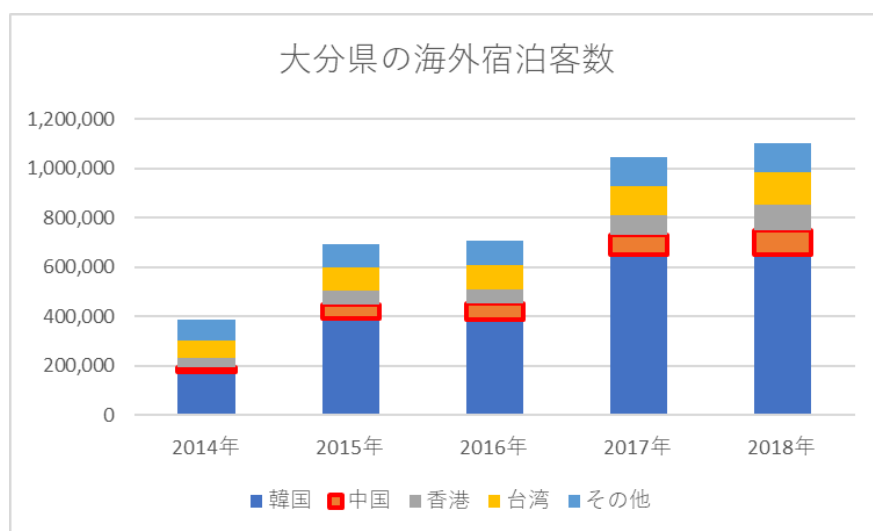
中国インバウンド市場の現状

日中経済協会上海事務所大分県経済交流室

(大分県上海事務所) 難波 一尚

訪日客数は毎年過去最高を更新する中、今年はオリンピックイヤーを迎え、インバウンド市場がさらに盛り上がるものと期待されます。

中国からの訪日客数も、ビザ発給要件の緩和や日中関係の改善が追い風になり、2018年に838万人（前年比114%）と過去最高を記録し、全国を上回るペースで増加しています。延べ宿泊者数は、2018年に全体で83,566,460人のうち中国が22,165,820人と4分の1以上を占めています。一方で大分県は、2018年の中国人宿泊客数は97,840人と年々増加していますが、海外からの宿泊客数全体の1割に満たないという状況で、未だ開拓の余地を十分に残していると考えられます。



【大分への団体ツアー】

大分を訪問する団体ツアーは、福岡、佐賀、長崎、鹿児島などの空港を使い、九州各地を周遊する中で大分県を訪れます。九州周遊ツアーは4泊～5泊のものが主流で、価格は6,000円（約10万円）が相場ですが、4,000円を切る安いものから、10,000円を超えるような高級ツアーも販売されています。

爆買いブームが終わりモノ消費からコト消費へと移行していると言われていたますが、特に高価格帯のツアーに関しては、他では味わえないような体験型のアトラクションが求められています。

【インバウンド消費】

経済の減速や円高の影響により、中国人訪日客1人当たりの旅行支出額は減少傾向にあります。また、2019年1月からインターネット通販での転売を目的に日本で商品を購入する「代理購入者」に対して登録と納税が義務化され、空港出口での手荷物検査が強化されました。上海浦東空港などの出口では、手荷物検査のため長蛇の列ができるようになっていました。今後この規制が買物消費額にさらに影響してくるものと思われます。

買物代の次に消費額に占める割合が高いのが宿泊料です。上述のとおり、九州周遊ツアーは4泊～5泊のものが主流ですが、残念ながらその中で大分県内での宿泊は1泊のものがほとんどです。

大分県内の宿泊施設を拠点に周辺地域を観光するモデルコースを提案し、宿泊日数を増やすことが課題です。

【増える個人旅行】

中国では個人旅行客の割合が年々増加しており、2016年に個人客数が団体客数を上回り、2018年には個人客の比率は6割を超えています。

特に華東地区（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省）ではさらに個人の割合が高く、全体に占める個人旅行ビザ発給の割合は約74%となっています。（2019年11月までの累計）

こうした個人旅行客の多くが利用するのが、CtripなどのOTA（Online Travel Agency）です。中でもCtripは会員3億人以上、市場シェア47%の中国最大のOTAです。大分県は昨年、Ctripと連携協定を締結し、共同で送客の体制づくりを進めています。



Ctripのスマホアプリ

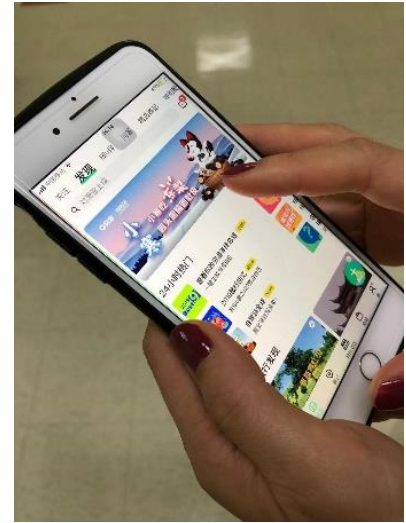
【個人旅行客の動向】

中国の若い個人旅行客が旅行の前によく利用するのが穷游（qiongyou）、马蜂（mafengwo）などの旅行情報サービスです。

世界各地の観光情報のほか、ビザの取り方や交通手段など、旅行のために必要な「攻略情報」についての記事をKOL（Key Opinion Leader：中国におけるインフルエンサーの呼称）などが投稿し、それをユーザーが閲覧できるウェブサイトまたはスマホアプリです。観光スポットのきれいな写真や、目的地への行き方を詳細に書いた記事が見られるため人気になっています。こうしたサービスを利用して旅行情報を集め、OTAで航空チケットやホテルを手配するというのが個人旅行客の旅マエの行動パターンとなっています。

また、「打卡」（読み：ダーカー）という言葉がキーワードになっています。元々はタイムカードの打刻を意味する言葉ですが、旅行先で写真を撮ってSNSに投稿するという意味で使われるようになっていきます。

フォトジェニックな「打卡スポット」が、個人旅行客を引き付ける重要な要素のひとつになっています。



旅行情報をスマホで簡単に閲覧できる

【おわりに】

中国のパスポート保持者は全人口の約5%、そのうち訪日率は11%と、中国インバウンド市場は今後さらに成長する余地が十分にあると考えられます。また、団体旅行客の割合は減ってきているとはいえ、市場規模の大きさからすれば未だに重要なターゲットです。

当事務所では、有力な旅行エージェントと連携、インターネットやSNSを活用し、団体・個人の両側面で誘客活動を進めていきます。

貿易取引に関する本論

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

【輸出取引の仕組み】を連載中ですが、2020年版インコタームズが2020年1月1日より発効するため、【輸出取引の仕組み】を暫くの間休載し、次号より【インコタームズ2020年版の解説】について掲載します。

貿易取引に関する本論

5) 決済条件

代金決済の方法を取り決めなければならない。その方法としては、送金ベースでは前払い、後払い、延べ払い、分割払い、ネットティング (Netting) などの決済、荷落為替手形による決済、荷為替手形による決済、スタンバイ・クレジット (Standby Credit)、クレジットカードなどによる決済がある。本支店間または本社子会社間など同一グループ企業間での取引では送金ベースによる決済の比率が高くなっている。しかしそれ以外の場合には荷為替手形による決済方法が依然として多く用いられている。荷為替手形による決済では、①信用状なしの場合、②信用状付きの場合がある。売主は信用状付き荷為替手形の決済では万が一買主が支払不能に陥っても銀行の支払保証があるので安心して輸出取引を行える。売主は取引先との関係を勘案の上適切な決済方法をとるべきである。

送金ベースでは、例えば、「Buyer's payment for Products delivered shall be made within () days from the date of invoice for the relevant Products by remitting the same to the bank account designated by Seller.」〔対訳：引き渡された約定期品に対する買主の支払は、関連する約定期品の送り状日から () 日以内に、売主が指定する銀行口座に送金することによりなされるものとする。〕と規定する。または、「Buyer shall remit a down payment equivalent to () % of the aforementioned price for Products to the bank account designated by Seller within () days from the effective date of this Agreement, and Buyer shall remit the balance equivalent to () % of the aforementioned price for Products to the bank account designated by Seller within () days after Products have passed the import quarantine test in Buyer's country.」〔対訳：買主は、本契約の発効日から () 日以内に、売主が指定する銀行口座に約定期品に関する前記価格の () %に相当する頭金を送金し、約定期品が買主国の輸入検疫試験に合格後、() 日以内に売主が指定する銀行口座に約定期品に関する前記価格の () %に相当する残金を送金するものとする。〕と規定する。

現行でも必須の荷為替信用状では、例えば、「An Irrevocable Letter of Credit shall be established within () days after conclusion of any contract and such Letter of Credit shall be maintained at least () days after the month of shipment for negotiation of the relative draft.」〔対訳：取消不能信用状は、契約の締結後 () 日以内に開設し、その信用状は当該為替手形の買い取りのために船積み月後少なくとも () 日有効であるものとする。〕と規定する。

6) 貨物保険条件

売主または買主のどちらが付保するのか、どのような条件で付保するのかについて取り決めなければならない。それがなければトレード・タームズの原則に従う。FOB、CFR、FCA、CPT規則（条件）では売主は付保する必要がなく、CIF、CIP規則（条件）では売主は買主のために付保しなければならない。

保険条件として売主はどのような損害填補条件、すなわち分損不担保 (FPA) 条件、分損担保 (WA) 条件、全危険担保 (A/R) 条件のどれをとるのか、また新保険証券では新協会貨物約款 C 条件、B 条件、A 条件のどれをとるのかについて明記すべきである。また戦争危険、ストライキ危険、その他付加危険などを付保するかなども取り決める。

例えば、「Insurance shall be effected for the amount of Seller's invoice plus ten percent. Any additional insurance required by Buyer shall be at his own expense. Unless otherwise stated, insurance shall cover for marine risk only All Risks. Seller may, if requested by Buyer, insure against war risk and other risks at Buyer's expense.」〔対訳：保険

は、売主の送り状に10パーセントを追加した金額で行われるものとする。買主により要求されるいかなる付加的保険は、買主自身の費用とするものとする。他に特記なき限り、保険は、All Risks 条件（全危険担保）の海上危険を填補するものとする。買主により要求があるなら、売主は、買主の費用で戦争危険およびその他の危険に対して付保することができる。〕と規定する。

以上が輸出契約書で取り決めるべき主な諸条件であるが、その他に7) 包装・荷印 (ニジルシ)、例えば、「Products shall be marked, packed and boxed at Seller's option to conform with applicable export packing specifications.」〔対訳：約定期品は、適用ある輸出梱包仕様にしたがい売主の選択で荷印され、梱包され、箱詰めされるものとする。〕と規定する。8) 知的所有権（権利侵害にかかわる免責）、例えば、「Seller is not responsible for any infringement with regard to patent rights, utility model rights, trademarks, commercial designs or copyrights of a third party outside of Japan, and in case of such infringement, upon request by Seller, Buyer shall take necessary step on its own responsibility and account.」〔対訳：売主は、日本以外の第三者の特許権、実用新案権、商標、商業デザインまたは著作権に関する侵害に責任を負わず、このような侵害の場合、買主は、売主の要求により、自己の責任と勘定で必要な措置を講じるものとする。〕と規定する。9) 不可抗力（不可抗力による契約不履行や積み遅れに対する免責）、例えば、「Neither party shall be liable in any manner for failure or delay upon fulfillment of all or part of this Agreement, directly or indirectly owing to Act of God, governmental restrictions, war, warlike conditions, fire, riot, strike, flood, accident or any other causes of circumstances beyond either party's control.」〔対訳：いずれの当事者も、直接または間接を問わず、天変地異、政府の規制、戦争、戦争状態、火災、暴動、ストライキ、洪水、事故もしくは当事者の支配を越えた事情による他のいかなる原因による、本契約の全部または一部の不履行または履行上の遅延についても、いかなる方法でも責任を負わないものとする。〕と規定する。10) 貿易条件

（トレード・タームズの準拠規則の規定）、例えば、「Unless otherwise stated, the trade terms used in this contract shall be governed and interpreted by the provisions of Incoterms 2020 Edition, ICC Publication No. 723E, provided by the International Chamber of Commerce.」〔対訳：他に特記なき限り、本契約で使用されるトレード・タームズは、国際商業会議所により規定された、出版番号723Eのインコタームズ2020版の規定に準拠し解釈されるものとする。〕と規定する。11) クレーム（クレームの申立期間、解決方法など）、例えば、「Any claim by the Buyer regarding the goods shipped shall be notified in writing by the Buyer to the Seller within ten days after receipt of the goods at the destination specified in the relative bill of lading, and no claim will be recognized if they are used. All disputes, controversies, or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this contract, or the breach thereof, shall be finally settled by arbitration in Tokyo, Japan in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association. The award rendered by the arbitrator(s) shall be final and binding upon both parties.」〔対訳：船積み品に関する買主によるいかなるクレームも、当該船荷証券に記載された仕向地で物品の受領後10日以内に、買主により売主に書面による通知がなされるべきで、一切のクレームは物品が使用されたなら認められない。本契約から関連してもしくは関して、本契約当事者間に生じるすべての紛争、論争または意見相違、または契約違反は、日本の東京で、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則にしたがって、仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁人によってなされた仲裁判断は、最終的なものであり、両当事者を拘束するものとする。〕と規定する。12) 準拠法（当該取引の拠り所となる法律）などを取り決める。わが国ではウィーン売買条約は2009年8月より効力が生じている。同条約は、輸出入国がともに同条約の加盟国の場合、原則的に契約上で規定のない部分については輸出入国の法律に優先して適用される。

秘密保持契約書の作成

G B C（ジービック）大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター Board Member, Mediator

大貫 雅晴

1. 英文秘密保持契約書の締結時期と方式

秘密保持契約は英語では“Non Disclosure Agreement(NDA)”, “Secrecy Agreement”, “Confidentiality Agreement”等が使用されている。

- ①秘密保持契約の締結時期：
秘密保持契約は、契約交渉に入る前に、又は秘密情報を開示する前に締結されるものである。例えば、営業秘密を含む工場ライン等の見学は、見せる前に秘密保持契約の締結が必須となる。
- ②契約書の形式：双務契約と片務契約
双務契約：当事者双方が各々守秘義務を負う契約
片務契約：一方の当事者のみが守秘義務を負う契約

2. 開示する秘密情報、営業秘密の特定の方法

秘密情報と一般情報の区別をする方法として、通常、以下のような方法が採られる。

- 1) 紙媒体の営業秘密の文書等に「マル秘」「Secret」の表示
施錠可能なキャビネット、金庫に保管等
紙媒体のコピー、スキャン、撮影の禁止措置
- 2) 電子情報の場合は、記録媒体へのマル秘表示
電子ファイル名、フォルダ名へのマル秘の付記
電子ファイル、電子ファイルを含むフォルダの閲覧のパスワード設定等
- 3) 無形のノウハウ等は秘密情報として文書などで記録

3. 秘密保持契約書の読み方

- 1) 秘密情報（Confidential Information）の特定と例外
(1) 開示される秘密情報の特定
秘密保持義務の対象は契約で特定、定義される秘密情報であり、秘密保持契約書の最重要規定である。交渉で開示される秘密情報が特定のものに限られる場合は、開示される秘密情報を具体的に明記した附表を秘密保持契約書に添付する方法が採られる。開示される秘密情報が特定されていなく交渉期間中に随時に随時開示される場合は、秘密情報を例示列挙して定義する方法が採られる。一般には秘密情報としては以下のようなものが含まれる。
 - ① 技術ノウハウ等が含まれる秘密情報
仕様書、図面、見本、模型、設計図、金型、設備機械のレイアウト、操作マニュアル、材料配合表、製造工程表、品質管理マニュアル、他
 - ② 営業秘密等が含まれる秘密情報
マーケティングプラン、財務、営業情報、顧客リスト、供給業者リスト、他
 - ③ 秘密保持契約の存在、取引に関する協議、交渉の存在

- (2) 秘密情報の特定、定義
契約で保護する秘密情報をどのように特定して定義するかが問題となるが、開示者（Discloser）の立場、受領者（Recipient）の立場により異なる。開示者はより広く秘密情報を定義して秘密保持義務、目的外使用の対象となることを望む。
(例文) ①秘密情報を広い範囲とする定義の規定
“Confidential Information” means all information and trade secret disclosed by Discloser to Recipient orally or in writing or other intangible or tangible form including, without limitation, ideas, know how, techniques, designs, specifications, drawings, models, samples, flowchart, marketing plans, financial business information, name of customers or suppliers, and existence of this Agreement and the existence of negotiation of this transaction.

一方、受領者の立場からは秘密情報を限定的に定義して秘密保持義務の対象を特定することを望む場合が多い。秘密情報の定義の方法としては、開示者が開示する秘密情報をマル秘などで表示したものに限定、また、口頭により提供した情報を書面での提供を求める等で限定する方法が採られる。

(例文) ②マル秘表示で特定して秘密情報の範囲を限定定義する規定
“Confidential Information” means know how, trade secret and other proprietary information disclosed by Discloser to Recipient orally or in writing or other intangible or tangible form, such as drawings, techniques, designs, specifications, blueprints, models, samples, flow charts and any other information that is disclosed in writing and marked with the words “Confidential” or the words with the similar meaning or disclosed orally or virtually by summarizing the same in writing “Confidential” or the like and sending such summary to Recipient within thirty (30) days after disclosure.

(3) 秘密情報の例外
秘密情報を定義する場合は、通常、秘密情報の例外規定が設けられる。

- 秘密情報の例外は;
① 開示された時点で既に受領者が了知している情報
開示された時点で受領当事者がすでに知っている情報を開示者から受領した場合に、その情報を秘密情報から除かれる。当事者が同種の技術を開発、取り扱っている場合には、受領者がすでに了知しており、自由に開示、使用することができる情報であるので、秘密情報の例外とされる。
- ② 開示された時点で既に公知である情報
開示された秘密情報が開示された時点ですでに一般に知られた、また容易に知ることができる状態である場合には、秘密情報から除かれる。
- ③ 開示後に受領者の責めによらず公知となった情報
開示された秘密情報が、開示された以後に受領者の過失など受領者の責に帰すべき事由による場合以外で公知、公用となった情報は秘密情報から除かれる。
- ④ 第三者から適法に入手した情報
開示者から秘密情報として受領した受領者が、その情報について、第三者が秘密保持義務を負うことなく保有しており、その第三者がその情報について秘密義務を課すことなく受領者に開示する場合は、その情報はもはや秘密保護の必要性が低く、秘密保持の制約を受けるべきではなく、秘密情報から除かれる。
- ⑤ 受領者が独自の開発で取得した情報
受領者が開示者と同様の開発を独自で行っている場合に、開示者からの秘密情報に基づかないで独自開発した場合に、開示者から受領した秘密情報に制限されることが無いように、秘密情報から除かれる。

(例文) 秘密情報の例外規定（受領者に証明義務を課す）
Confidential Information shall not include any information that Recipient can show ;
a) is publicly available when received or which becomes later so available through no fault of Recipient and without violation of this Agreement,
b) was known and on record at Recipient prior to disclosure by Discloser,
c) is lawfully obtained by Recipient from a third party,
d) is developed by Recipient independently of any such disclosure by Discloser.

「春季貿易講座」開催案内

一般社団法人大分県貿易協会

貿易業務に従事されている方、新たに取り組まれる方を対象に、下記の日程で貿易講座を開催いたします。
貿易実務において欠かせない項目について特化した実践的なカリキュラムを組み、より深い知識修得を目指し、豊富な知識と実務経験を持つ講師がわかりやすく講義します。是非この機会に受講ください。

開催概要

1. スケジュール

開催日時・会場	講座タイトル・講師	講座内容
2/6 (木) 9:00～17:00 トキハ会館 6階「さくら」	①貿易実務講座 関西大学教授 博士 (商学) 吉田 友之 氏	貿易取引の仕組みや貿易で必須の用語、取引の留意ポイント等、貿易取引実務の基礎知識を体系的に、わかりやすく解説します。 これから貿易を始める方や、基礎知識を再認識されたい方を対象とします。
2/7 (金) 14:00～17:00 大分センチュリーホテル 地階「琥珀」	②海外ビジネスにおける安全対策実践講座 ジェトロ新輸出大国コンソーシアム 海外安全対策エキスパート 菅原 出 氏	国際ビジネスを行う企業にとって、海外における様々な不測の事態を想定し、駐在員や出張者の安全確保が重要な課題となっています。本講座では海外安全対策の専門家から、最新の世界のリスク・事例の説明、事前の予防措置、有事の際の対処方法について、実演を交えて解説します。
2/12 (水) 13:00～17:00 トキハ会館 5階「カトレア」	③商談資料作成のための実践型ワークショップ ジェトロ新輸出大国コンソーシアム 貿易実務・商談支援エキスパート 小木曾 尚史 氏	海外バイヤーとの商談の際、必須となる独自の「商談資料」作成のワークショップです。自社製品やサービスを海外取引先に効果的にPRする手法について、海外マーケティングに精通した講師よりワークショップを通じて実践的に指導します。海外バイヤーとの商談が控えている方、或いは今後挑戦される方におすすめです。
2/13 (木) 13:00～17:00 大分センチュリーホテル 3階「藤」	④貿易トラブル対策講座 ～トラブル対策と紛争発生時の対処法～ GBCジービック大貫研究所 代表 大貫 雅晴 氏	トラブル予防のための貿易契約書の作成に焦点をあて、リスク回避のために知っておくべき貿易契約の基礎知識や契約主要条件、紛争解決条項の規定等と共に、万が一紛争が発生した場合の対応や解決手段等について豊富な実例を基にわかりやすく解説します。
2/14 (金) 9:00～12:00 大分センチュリーホテル 3階「藤」	⑤国際契約実務入門講座 ～交渉と英文契約書作成の基礎知識～ GBCジービック大貫研究所 代表 大貫 雅晴 氏	海外取引を進める上で欠かせない国際交渉、英文契約書作成のために必要となる基礎知識習得を目指して、交渉術、交渉途中の合意文書、契約書の構成、用語や表現方法等を深く理解するため、モデル契約書を活用して、わかりやすく解説します。

2. 参加費：①5,000円、②③無料、④⑤各3,000円、全講座申込は10,000円 ＊共催団体会員は**無料**
3. 定員：①30名、②40名、③④⑤各10名
4. 申込締切：各講座開催日の1週間前まで
5. 主催：一般社団法人大分県貿易協会
6. 共催：ジェトロ大分／大分県国際物流推進協議会／大分県
7. 問合せ先：一般社団法人大分県貿易協会（担当：伊藤）TEL:097-592-5932/E-mail:info@oita-fta.jp
8. 申込方法：以下の申込用紙に必要事項を記入の上、FAXにて送付願います

「春季貿易講座」受講申込書

一般社団法人大分県貿易協会（FAX：097-593-3338）行

御社・団体名	(業種：)				
御住所	〒				
TEL		FAX		E-mail	
所属・御役職				御芳名	
参加希望講座	☐ ①貿易実務 ☐ ②安全対策 ☐ ③商談資料 ☐ ④トラブル ☐ ⑤契約実務 ☐ 全講座				

＊1社につき複数名のご参加も歓迎します。また、個人の方も積極的にご参加下さい。
＊ご記入いただいた情報は適切に管理するとともに、本講座の運営の為にのみ使用いたします。
個人情報保護管理者：（一社）大分県貿易協会 事務局長 TEL：097-592-5932

1. 令和元年11月分 大分税関支署管内貿易概況（確報値）

※大分税関支署発表による。
大分税関支署管内貿易概況（確報値）は門司税関HPよりご覧いただけます。
http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/oita/oita.html

輸出額

597.5億円（前年同月比25.2%減、9ヶ月連続のマイナス）
映像機器、荷役機械、同及び同合金などが減少。タンカー、鉄鋼、事務用機器などが増加。

輸入額

781.3億円（前年同月比43.4%減、6ヶ月連続のマイナス）
銅鉱、石炭、原油及び粗油などが減少。鉄鉱石、金属製品、植物性原材料などが増加。

(1) 港別輸出入額

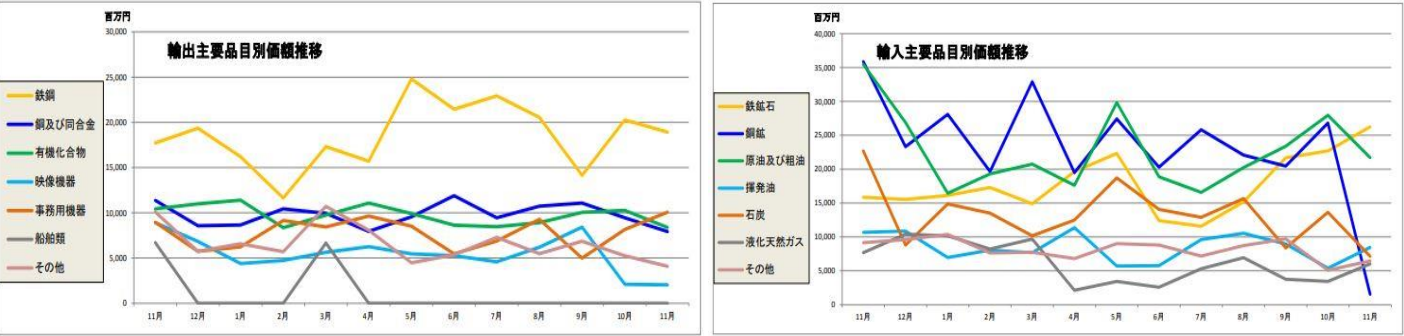
区 分	輸 出			輸 入			差引額	
	価 額	前年同月比		価 額	前年同月比		出・入超	価 額
大 分(大 分)	51,421	69.3	12か月連続のマイナス	77,553	56.5	6か月連続のマイナス	入超	26,132
佐 伯(佐 伯)	2,658	215.8	2か月ぶりのプラス	172	416.1	2か月連続のプラス	出超	2,485
津久見(津久見)	5,667	127.8	3か月ぶりのプラス	408	52.1	2か月ぶりのマイナス	出超	5,259
大分空港(大分空港)	-	-		-	-		-	-
大 分 県	59,745	74.8	9か月連続のマイナス	78,133	56.6	6か月連続のマイナス	入超	18,388

※ 港別貿易額は、各官署の通関額合計による。また、大分の実績には佐賀関港・中津港の実績を含む。
※ 大分県の価額欄は、各港毎の千円単位までの合計数値から四捨五入で算出。
※ 輸出は確報値、輸入は9桁速報値による。

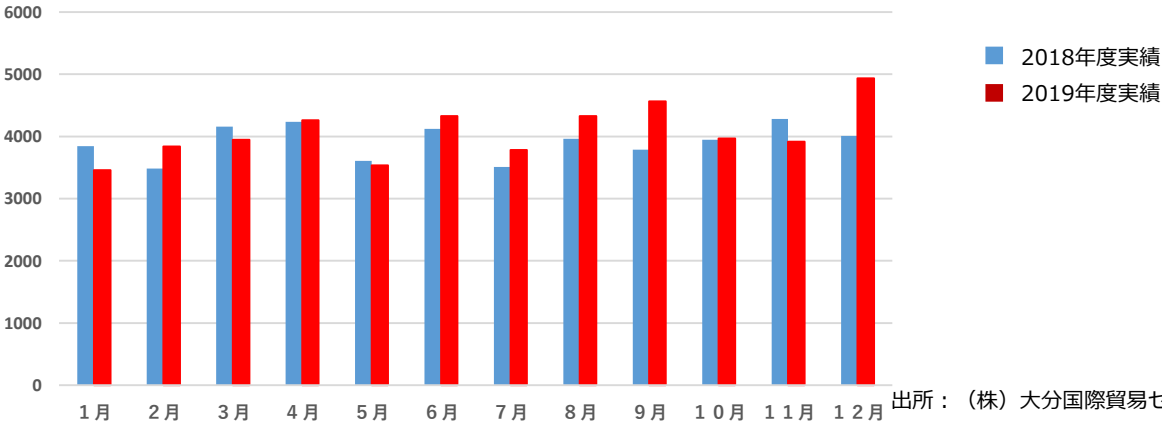
(2) 大分港貿易額推移



(3) 大分港輸出入主要品目



2. 大分港コンテナ取扱量推移



出所：(株) 大分国際貿易センター

こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

■ 海外の経済、貿易情報を入手したい

■ 海外投資に関する情報を収集したい

■ 海外出張のサポートを受けたい

■ 輸出品の販路を拡大したい

■ 海外の見本市に出展したい



窓口相談も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町17-19

大分ソフィアプラザビル4階

TEL：097-513-1868

FAX：097-513-1881

E-MAIL：oit@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/oita/>



一般社団法人 大分県貿易協会

〒870-0266

大分市大字大在6番地

大分国際貿易センタービル4階

TEL：097-592-5932

FAX：097-593-3338

E-MAIL：info@oita-fta.jp

URL：<http://www.oita-fta.jp/>